

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険料等に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、介護保険料等に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和7年4月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料等に関する事務
②事務の概要	当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表100の項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請及び介護保険利用者負担額軽減・免除申請等の保険給付個人番号を用いることになる。
③システムの名称	介護保険システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険料等事務ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項並びに介護保険法第12条及び第38条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144及び161の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある 項(131及び132の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市健康福祉部 医療保健課
②所属長の役職名	医療保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成26年10月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表第一の68の項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額軽減・免除申請等の保険給付に個人番号に用いることになる。	当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表第一の68の項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請及び介護保険利用者負担額軽減・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることになる。	事後	
平成28年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95及び117の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第2、6、25、30、32、33、及び43条 【情報照会の根拠】 第46条及び47条	番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、109、117及び120の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44及び47条 【情報照会の根拠】 第46条及び47条	事後	
平成29年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 藤田 博明	福祉介護課長 澤口 幸二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長 澤口 幸二	福祉介護課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年8月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、109、117及び120の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44及び47条</p> <p>【情報照会の根拠】 第46条及び47条</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117及び120の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、44、47、49、55、55の2及び59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】 第46条及び47条</p>	事前	
令和3年8月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第8号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、108、109、117及び120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、44、47、55、55の2及び59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第46条及び47条</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109及び117の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2及び59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第46条及び47条</p>	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(①部署)	滑川市産業民生部 福祉介護課	滑川市健康福祉部 医療保健課	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長	医療保健課長	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475	事後	電話番号の変更に伴うもの
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	②事務の概要	当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表第一の68の項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請及び介護保険利用者負担額軽減・免除申請等の保険給付に係る番号を用いたことによる	当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。 番号法においては別表100の項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請及び介護保険利用者負担額軽減・免除申請等の保険給付に係る番号を用いたことによる	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正
令和6年7月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項並びに介護保険法第12条及び第38条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号法第9条第1項 別表100の項並びに介護保険法第12条及び第38条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正
令和6年7月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109及び117の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93及び94の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2及び59の3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144及び161の項) 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(131及び132の項)	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年4月18日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険料等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準拠システム)	事後	
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	